居宅介護支援事業所　わとなーる

1.　重要事項説明書

2.　個人情報利用同意書

社会福祉法人　わとなーる

指定居宅介護支援事業所わとなーる

重 要 事 項 説 明 書

1. 経営法人

法人名　　社会福祉法人　わとなーる
所在地　　青森県東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田397
電　話　　0174－27－3445
ＦＡＸ　　0174－27－3457
代表者　　理事長　　村　元　　裕
設　立　　平成　9年　4月　1日

2. 事業所の概要

(1)事業所の名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所　わとなーる
所在地	東京都江戸川区鹿骨1－3－8
電話番号	03－6804－8722
FAX番号	03－5664－2880
事業所番号	1372304459
その他のサービス	通所介護(一般)　指定事業所番号　1372304467 通所介護(認知症対応型)　指定事業所番号　1392300040 特別養護老人ホーム　指定事業所番号　1392300040 認知症対応型共同生活介護　指定事業所番号　1392300305
管理者の氏名	田村　未紀

(2)職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、別紙職員体制表のとおり配置しています。

(3)事業の実施地域

事業の実施地域	江戸川区

(4)営業日・休業日

営　業　日	月曜日～金曜日(8:30～17:30)
休　業　日	土曜日・日曜日　　年末年始

3. サービスの提供窓口

電話　　03－6804－8722 (平日8:30～17:30)
※ご不明な点は、なんでもお気軽にお尋ねください。

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

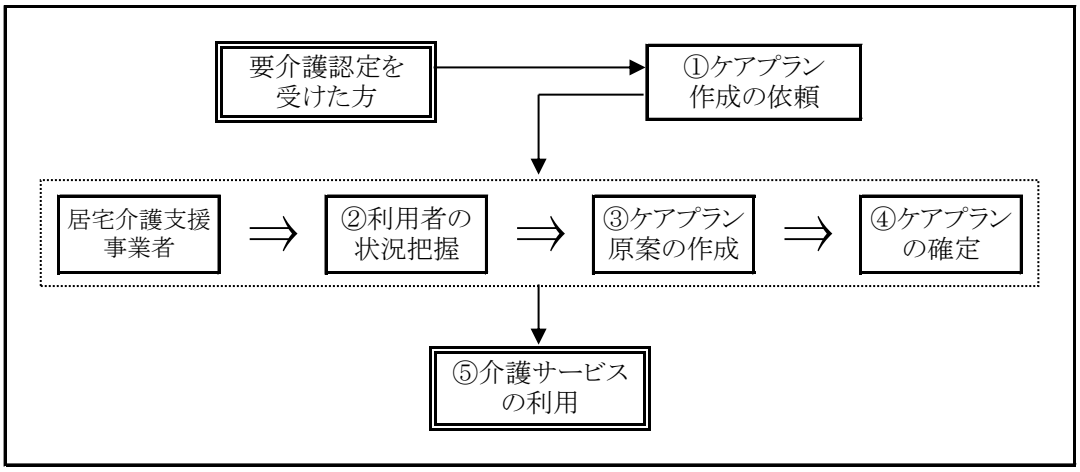

5. 利用料金

(1)利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じ別紙料金表の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの区の窓口に提出しますと、全額払い戻しが受けられます。

(2)解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はいただきません。

6. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

①お客様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立） と認定された場合。

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・お客様がお亡くなりになった場合。

④その他

お客様やご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1)運営の方針

① 介護支援専門員は、お客様の心身の状態及び特性を踏まえ、その置かれている環境等を考慮し、お客様が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、お客様の立場に立って援助を行います。

② 事業の実施にあたっては、お客様の選択に基づき、お客様の意思および人格を尊重し、多様な事業者から適切な福祉サービスおよび保険医療サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整いたします。また、関係区市町村、地域の福祉・保健・医療サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めていきます。
お客様が入院した場合、医療機関との早期連携を促進する観点から担当介護支援専門員の氏名及び連絡先等を当該医療機関に伝えてください。

(2)居宅介護支援の実施概要等

① お客様や家族などの状況を多方面から全体的に把握し、お客様の生活像を捕らえます。

② 主訴を十分に聞くとともに、社会関係を含めて、介護保険の認定に基づきお客様本意の計画を作成します。

③ サービス事業者の紹介については、お客様の状態に適したサービス事業者を選んでいただけるよう必要な情報提供を行います。各サービスについて、複数のサービス事業所を紹介します。

(3)サービス利用のために

①介護支援専門員の変更

変更を希望される方はお申し出ください。

②調査(課題把握)の方法

課題分析標準項目に基づいた当事業所作成のアセスメント方式。

③介護支援専門員への研修の実施

年1回以上実施しています。

(4)感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずる。
①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催(年1回以上)するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
②感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施(年1回以上)
③事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(5) 非常災害の発生時の措置

①非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定する事。
②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる事。

(6)虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催(年1回以上)するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待の防止の為の指針を整備する。

③虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。

④虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

虐待防止委員会　担当者　　田村　　未紀

※虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括および、区に通報します。

8. 事故発生時の対応

(1) 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

(2) 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供にともなって賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、当事業所に故意過失がなかった場合にはこの限りではありません。

9. 秘密保持

(1) 当事業所、介護支援専門員および当事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正等な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

(3) 当事業所は、利用者の家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族等の個人情報を用いません。

10. サービス内容に関する苦情

(1)当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

窓　口	居宅介護支援事業所　わとなーる
電　話	03－6804-8722～3
担当者	田村　未紀

(2)その他

①当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

江戸川区役所　　担当　介護保険課事業者調整係　03-5662-0032(直通)

葛飾区役所　　担当　介護保険課　　03-3659-1111(代表)

②東京都国民健康保険連合会

介護サービス苦情相談窓口　　電話　03－6238－0177

(3)第三者評価の実施状況

当事業所では、第三者評価を実施しておりません。

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地　東京都江戸川区鹿骨１－３－８

事業所名　居宅介護支援事業所　わとなーる

説明者　田村　未紀

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者　氏名

住所

家族または代理人　氏名

住所

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1　使用目的

(1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。

(2) 上記（1）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。

(3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調を崩し又はケガ等で病院に行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2　個人情報を提供する事業所

(1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所

(2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3　使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4　使用する条件

(1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人　わとなーる

居宅介護支援事業所　わとなーる　殿

利用者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族または代理人　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿